事務連絡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和2年(2020年)4月6日

　各老人福祉施設・介護保険事業所管理者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山口県健康福祉部長寿社会課 施設班長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　介護保険班長

手指消毒用エタノールの優先供給に係る「購入」希望調査について

　このことについて、厚生労働省から老人福祉施設・介護施設※に対して手指消毒用エタノールの優先供給をするとの連絡がありました。ついては、消毒用エタノールの「購入」希望がありましたら、別添調査票にご入力の上、下記提出先あてにご回答をお願いします。

なお、購入希望がない場合は回答不要です。

記

１　調 査 票　　別添のとおり

（様式データ等は山口県介護ヘルプ山口介護保険情報総合ガイド

「かいごへるぷやまぐち」の「お知らせ」

https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/list.htmlに掲載)

２　提 出 先　　長寿社会課　施設班・介護保険班

　　　　　　　　メールアドレス　harada.eiji@pref.yamaguchi.lg.jp

※集計時の転記ミス防止のため提出はメールでお願いします。

３　提出期限　　４月９日(木)　１３時まで（期限厳守）

４　注意事項

* 無償配布ではなく、各施設で「ご購入」いただくものです。
* 納入時期は５月上旬以降となる見込みです。
* 要望数量が確約されるものではありません。納入されない場合や、要望数量より少ない量が納入される場合もあるため、予めご了承ください。
* 納入予定の製品及び価格は別添「参考価格表」のとおりです。製品の指定はできません。
* 物流等で通常と異なる作業が発生するため、販売価格は店舗での購入価格よりも多少割高となる可能性があります。また、締切後のキャンセルはできません。
* 施設住所に直接配達されますが、配送業者によって現金着払いの可能性があるため、現金を準備していただきますようお願いします。
* 製品によっては、付替用ボトルのみの配送もありうるため、その場合は既存の容器等による対応をお願いします。

※ 対象施設（下関市を含む県内の全市町内の施設（医療みなしを除く））

　　　・特別養護老人ホーム（地域密着含む）　・養護老人ホーム　・軽費老人ホーム

　　　・有料老人ホーム　・サービス付き高齢者向け住宅　・訪問介護

　　　・訪問入浴　・訪問看護　・訪問リハビリテーション

　　　・通所介護（地域密着・認知症含む）　・通所リハビリテーション

　　　・短期入所生活介護　・短期入所療養介護　・福祉用具貸与・販売

　　　・定期巡回・随時対応型訪問介護看護　・夜間対応型訪問介護

　　　・小規模多機能型居宅介護　・認知症対応型共同生活介護

　　　・看護小規模多機能型居宅介護　・居宅介護支援

　　　・介護老人保健施設　・介護療養型医療施設　・介護医療院

　　　・地域包括支援センター　・在宅介護支援センター　・生活支援ハウス

 長寿社会課

　 施 設 班　野村　TEL:083-933-2793　FAX:083-933-2809

　 介護保険班　原田 TEL:083-933-2774　FAX:083-922-3022